

# 目 次

**目次欄（青字）をクリックすると、該当ページに移動します。**

出席議員 .....	1
第1 会議録署名議員の指名 .....	4
第2 会期の決定 .....	4
議長の諸般報告 .....	4
町長の行政報告 .....	5
第3 報告第8号 健全化判断比率及び資金不足比率について.....	8
第4 報告第9号 放棄した債権の報告について.....	8
第5～第6 承認第5号～承認第6号.....	8
・承認第5号 専決処分の承認を求めることについて	
・承認第6号 専決処分の承認を求めることについて	
第7 議案第47号 利府町図書館建設基金条例を廃止する条例 .....	8
第8 議案第48号 利府町東日本大震災復興基金条例を廃止する条例 .....	8
第9 議案第49号 利府町都市公園条例等の一部を改正する条例 .....	9
第10 議案第50号 利府町手数料条例の一部を改正する条例 .....	9
第11 議案第51号 利府町特定個人情報に関する条例の一部を改正する条例 .....	9
第12 議案第52号 令和3年度利府町一般会計補正予算 .....	9
第13 議案第53号 令和3年度利府町国民健康保険特別会計補正予算 .....	9
第14 議案第54号 令和3年度利府町介護保険特別会計補正予算 .....	10
第15 議案第55号 令和3年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算 .....	10
第16 議案第56号 令和3年度利府町町営墓地特別会計補正予算 .....	10
第17 議案第57号 令和3年度利府町水道事業会計補正予算 .....	11
第18 議案第58号 令和3年度利府町下水道事業会計補正予算 .....	11

第19	議案第59号	利府町固定資産評価審査委員会委員の選任について	11
第20	議案第60号	教育長の任命について	11
第21～第22	議案第61号～議案第62号		12
		・議案第61号 人権擁護委員候補者の推薦について	
		・議案第62号 人権擁護委員候補者の推薦について	
第23	議案第63号	令和2年度利府町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	12
第24	一般質問		15
	遠藤紀子 議員		15
		1 「子ども憲章」を改めて考える時では	
		2 交通問題について	

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。  
このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

令和3年9月利府町議会定例会会議録（第1号）

出席議員（18名）

1番	今野隆之君	2番	渡邊博恵君
3番	鈴木晴子君	4番	西澤文久君
5番	伊藤司君	6番	坂本義也君
7番	羽川喜富君	8番	伊勢英昭君
9番	安田知己君	10番	木村範雄君
11番	土村秀俊君	12番	高久時男君
13番	及川智善君	14番	永野渉君
15番	遠藤紀子君	16番	渡辺幹雄君
17番	鈴木忠美君	18番	吉岡伸二郎君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	熊谷大君
副町長	櫻井やえ子君
総務部長	後藤仁君
企画部長	鎌田功紀君
町民生活部長	名取仁志君
保健福祉部長	鈴木久仁子君
経済産業部長	佐藤浩幸君
都市開発部長	近江信治君
上下水道部長	菅野勇君
会計管理者	鈴木則昭君
教育長	本明陽一君
教育部長	菊池信行君
代表監査委員	宮城正義君

事務局職員出席者

事務局 長	庄 司 英 夫 君
局長補佐兼係長	大 枝 大 将 君
主 任	青 砥 裕 司 君

議 事 日 程 （第1日）

令和3年9月7日（火曜日） 午前10時 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 報告第 8号 健全化判断比率及び資金不足比率について
- 第 4 報告第 9号 放棄した債権の報告について
- 第 5 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 6 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 7 議案第47号 利府町図書館建設基金条例を廃止する条例
- 第 8 議案第48号 利府町東日本大震災復興基金条例を廃止する条例
- 第 9 議案第49号 利府町都市公園条例等の一部を改正する条例
- 第10 議案第50号 利府町手数料条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第51号 利府町特定個人情報に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第52号 令和3年利府町一般会計補正予算
- 第13 議案第53号 令和3年度利府町国民健康保険特別会計補正予算
- 第14 議案第54号 令和3年度利府町介護保険特別会計補正予算
- 第15 議案第55号 令和3年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第16 議案第56号 令和3年度利府町町営墓地特別会計補正予算
- 第17 議案第57号 令和3年度利府町水道事業会計補正予算
- 第18 議案第58号 令和3年度利府町下水道事業会計補正予算
- 第19 議案第59号 利府町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第20 議案第60号 教育長の任命について
- 第21 議案第61号 人権擁護委員候補者の推薦について

第22 議案第62号 人権擁護委員候補者の推薦について

第23 議案第63号 令和2年度利府町水道事業会計未処理分利益剰余金の処分について

第24 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（吉岡伸二郎君） おはようございます。

ただいまから令和3年9月利府町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名です。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、4番西澤文久君、5番伊藤 司君を指名します。

---

### 日程第2 会期の決定

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月17日までの11日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月17日までの11日間と決定しました。

会期中の日程につきましては、あらかじめお配りしております審議予定表のとおりであります。

暑い方は、上着を脱ぐことを許可いたします。

---

### 諸般の報告、一般行政報告

○議長（吉岡伸二郎君） 会議に先立ち、議長の諸般報告及び町長の行政報告を行います。

それでは、私から**諸般報告**を申し上げます。

初めに、町議会関係ですが、7月29日に議会だより第182号を発行しております。

次に、行政視察ですが、6月24日松島町立松島第二小学校を教育民生常任委員会が訪問し、松島町英語教育について視察調査を行っております。

次に、宮城県町村議会議長会及び宮城黒川地方町村議会議長会関係であります。7月13日、

宮城黒川地方町村議会議長会定例会議が自治会館で開催され、今後の事業計画等について協議が行われ、私が出席しております。

8月2日、正副議長並びに事務局長合同研修会が自治会館で開催され、私と副議長、事務局長が出席しております。

8月26日、宮城黒川地方町村議会議長会正副会長会議が自治会館で開催され、視察研修等について協議が行われ、私が出席しております。

以上は要点のみ申し上げましたが、その他の会議内容等につきましては、配付しております議長諸般報告のとおりですので御覧いただきますようお願い申し上げます。

なお、本定例会には町長より報告2件、承認2件、認定7件、議案17件が提案されておりますので、慎重審議をお願いします。

続いて、町長の**行政報告**があります。行政報告の発言を許します。町長。

○町長（熊谷 大君） 皆様、改めましておはようございます。

9月に入りまして、残暑がようやく衰えを見せ始めてまいりましたが、令和3年9月定例会を開催いたしましたところ、大変お忙しい中議員の皆様には御参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、日頃から新型コロナウイルス感染症対策をはじめとする町政の運営に御支援をいただき、この場をお借りし、改めて感謝と御礼申し上げます。

それでは、9月定例会の開会に先立ちまして行政報告を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症関連についてですが、全国的にワクチン接種が進む中、感染の主体がより感染力の強い変異型のデルタ株に置き換わりつつあることから、感染が再拡大している状況にあります。宮城県においても8月に入ってから感染者が急増し、重症化するケースが見られるなど、病床の逼迫や医療体制への負荷が懸念されており、依然として予断を許さない状況であります。

このような状況を受け、国では8月20日から宮城県を含む10県にまん延防止等重点措置を拡大し、さらには8月27日から9月12日までを期間として宮城県を含む1道7県を緊急事態措置区域に追加したところです。これに伴い、本町においては町内の飲食店及び大規模施設等に対する時短営業要請や酒類を提供する飲食店等への終日休業要請を行うなど、これまで以上の感染拡大防止を務めるとともに、町内の公共施設等や地域の集会所についても人と人の接触の機会を低減し、不要不急の外出の自粛を促すため一斉休館の措置を実施いたしました。

また、若い世代に感染者が増加していることから、早期のワクチン接種が望まれています。本町のワクチン接種の状況につきましては65歳以上の方を対象とした接種がおおむね完了しております。7月1日からは64歳から12歳までの方を対象とした接種について順次進めているところであります。現在は町の集団接種以外にも町内医療機関等での個別接種、さらには仙台市にある大規模接種センターでの接種など様々な選択ができる体制を整え、今後とも医療機関等と連携を図りながら接種を希望する町民の皆様が一日も早い接種ができるよう努めてまいります。

次に、東京2020オリンピック競技大会関係についてですが、本町にある宮城スタジアムにおいては有観客の中で男女合わせて10試合のサッカー競技が行われ、スタジアムでは大きな拍手と熱気に包まれました。また、大会開催に先立ち、6月20日に行われた聖火リレーでは、20名のランナーが聖火をつなぎ、夢と希望を届けてくれました。大会期間中に開催した町主催の「十符の里」利府ウォークラリーにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、当初予定していた内容から規模を縮小し3日間の開催となりましたが、町内外から延べ470名の参加をいただき、復興五輪を通して東日本大震災の復興支援に対する感謝の思いを世界中に発信できたと感じております。

次に、防災に関してですが、6月6日に新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、規模の縮小を行い、菅谷台小学校を会場に6.12総合防災訓練を実施しました。本訓練では震度6強の巨大地震が発生した想定で避難誘導や火災発生による初期消火訓練を行ったほか、消防車両や給水車、今年の5月に納車した災害時対応型移動式トイレ車両の展示を行い、菅谷台小学校の児童、教職員など395人が参加しました。引き続き防災体制の強化や防災意識の向上を図り、安心安全なまちづくりを推進してまいります。

続いて、生活環境に関してですが、今後の火葬需要に対応するため、塩釜地区消防事務組合が平成30年より着工した塩釜地区りふ斎苑が森郷字名古曾地内に完成いたしました。7月30日に落成式が開催され、8月1日より供用開始となっております。

次に、7月1日に本町の待望の施設である文化交流センター、リフノスがグランドオープンいたしました。開館日には記念式典のほか、荒川静香さんとあいはらひろゆきさんをお迎えした開館記念トークショーや、こけら落とし公演として仙台フィルハーモニー管弦楽団のメンバーによる四重奏コンサートを開催し、延べ608人に御来場いただきました。本町の豊かな文化を育む交流拠点として様々な事業を企画しながら町民の皆様に親しまれ、愛される施設を目指し



てまいります。

続いて、地方創生関連についてですが、7月27日に町民サービスの向上や地域課題の解決を目的として東日本電信電話株式会社と多分野連携協定を締結いたしました。本町の地域おこし協力隊が商品開発した利府梨のレトルトカレーのパッケージに協賛文を掲載し、利府梨のPRや6次産業化事業と食品ロス削減の取組について連携していくこととなりました。

次に、広聴事業に関してですが、8月5日に町内の小学校5、6年生を対象として、「こちら町長室」を実施しました。役場庁舎や議場、リフノスを見学したほか、選挙の仕組みを学ぶため模擬投票体験などを行いました。次代を担う子供たちが行政や議会への関心を深め、自分の住んでいる町のことを学習するよい機会となったことと思います。また、8月19日には利府町の市制移行に向けてのまちづくりをテーマに町民会議を開催し、56名の参加をいただきました。皆様からいただいた町の未来像に関する貴重な御意見や御提言などを生かして、町民総参加による活力あるまちづくりを今後も推進してまいります。

続いて、企業誘致に関してですが、7月12日に本町、ルートインジャパン株式会社及び利府町新太子堂土地区画整理組合との間において、ホテル建設事業に関する基本合意書を締結いたしました。令和4年12月に開業予定となっており、長年の課題であった宿泊客の受皿となることから、今後は新型コロナウイルス感染状況も鑑みながら本町のさらなる魅力発信に努め観光誘客に力を注いでまいります。

最後に、イオンモール新利府北館が7月2日にオープンしました。南館と合わせて全館グランドオープンとなり、東北最大級のショッピングモールが誕生いたしました。本町の新たなるにぎわい創出の中核となることと期待をしております。

以上は要点のみであり、その他の主な事業等については別紙のとおりでありますので、御覧いただきますようお願い申し上げます。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で町長の行政報告を終わります。

本日の日程については、お配りしております議事日程の順に進めてまいります。

---

日程第 3 報告第 8号から

日程第 23 議案第 63号まで

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第3、報告第8号、健全化判断比率及び資金不足比率についてから、日程第23、議案第63号、令和2年度利府町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（熊谷 大君） それでは、本定例会に提案しております、報告2件、承認2件、議案17件について順次御説明申し上げます。

初めに、**報告第8号、健全化判断比率及び資金不足比率について**でございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、別冊の監査委員の意見をつけて報告するものであります。本町の令和2年度の状況につきましては、一般会計、各種特別会計、企業会計とも、別紙に記載のとおり実質赤字、連結実質赤字、資金不足の比率は発生しませんでした。また、前年度と比較して、将来負担比率の数値が増加したものの、実質公債費率、将来負担比率ともに財政の早期健全化を図るべき基準を大きく下回っており、本町の財政状況は健全な状況であります。

次に、**報告第9号放棄した債権の報告について**でございますが、水道料金について利府町私債権管理条例第12条の規定により債権を放棄したので、同条例第13条の規定により報告するものであります。内容としましては、平成19年度から平成27年度までの債券のうち18件、10万5,361円を、債務者が行方不明等の理由により放棄したものであります。

次に、**承認第5号及び承認第6号の専決処分の承認を求めることについては**関連がありますので、一括して御説明申し上げます。

宮城県を対象として新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置が適用されたことに伴う県の協力要請に応じ、営業時間の短縮に御協力をいただいた町内の飲食店に対して支給する新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金について緊急執行を要したことから、令和3年度利府町一般会計補正予算を地方自治法第179条第1項の規定により先月の20日に専決処分し、その後の緊急事態措置区域への追加に伴い拡充される協力金等につきましても同様に先月の27日に令和3年度利府町一般会計補正予算を専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものであります。

次に、**議案第47号、利府町図書館建設基金条例を廃止する条例**でございますが、利府町文化交流センターの開館に伴い基金の設置目的を達成したことから、この条例を廃止するものであります。

次に、**議案第48号、利府町東日本大震災復興基金条例を廃止する条例**でございますが、本町の復興事業が全て完了し、基金の設置目的を達成したことから、この条例を廃止するもので

あります。

次に、議案第49号、利府町都市公園条例等の一部を改正する条例でございますが、本町の体育施設等について、より一層の利用者サービスの向上や効果的かつ効率的な施設運営を図ることを目的として、指定管理者制度による管理運営を行うため関係する条例について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第50号、利府町手数料条例の一部を改正する条例でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律が改正され、地方公共団体情報システム機構が申請者から直接個人番号カードの発行手数料を徴収することができるようになったことから、本町における当該手数料の徴収を停止するため所要の改正を行うものであります。

次に、議案第51号、利府町特定個人情報に関する条例の一部を改正する条例でございますが、デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたことに伴い、条例で規定する特定個人情報を訂正し、失礼しました、特定個人情報を訂正した場合における通知先を変更するなど、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第52号、令和3年度利府町一般会計補正予算でございますが、第1条につきましては既定の歳入歳出予算の総額に1億2,067万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を128億9,837万6,000円とするものであります。

第2条の債務負担行為の補正につきましては、新町史編さん業務事業をはじめとする5件を追加するものであります。

第3条の地方債の補正につきましては、公共施設等適正管理推進事業及び道路整備事業の限度額を減額変更し、臨時財政対策債を増額変更するものであります。そのほか補正予算の詳細につきましては、企画部長から補足説明させますのでよろしく申し上げます。

次に、議案第53号、令和3年度利府町国民健康保険特別会計補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に357万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を29億6,875万5,000円とするものであります。

2ページをお開きください。

歳入でございますが、6款繰入金につきましては財源調整として422万5,000円減額するものであります。

7款繰越金につきましては、令和2年度の決算により779万9,000円を増額するものであります。

3ページを御覧ください。

歳入でございますが、1款総務費につきましては、人件費の調整により56万8,000円増額するものであります。

8款諸支出金につきましては、令和2年度一般会計繰入金の精算により、300万6,000円増額するものであります。

次に、**議案第54号、令和3年度利府町介護保険特別会計補正予算**でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に3,101万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を23億2,838万9,000円とするものであります。

2ページをお開きください。

歳入の主なものでございますが、7款繰入金につきましては令和2年度介護給付費負担金の精算に伴う返還金に充てるため、486万7,000円増額するものであります。

8款繰越金につきましては、令和2年度の決算により2,334万8,000円増額するものであります。

3ページを御覧ください。

歳出の主なものでございますが、7款諸支出金につきましては、令和2年度負担金等の精算に伴う国、県、社会保険診療報酬支払基金への返還金の追加と令和2年度一般会計繰入金の精算などにより3,108万9,000円増額するものであります。

次に、**議案第55号、令和3年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算**でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に520万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億2,083万4,000円とするものであります。

2ページをお開きください。

歳入の4款繰越金につきましては、令和2年度の決算により520万1,000円増額するものであります。

3ページを御覧ください。

歳出でございますが、2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、令和2年度分保険料の確定などにより461万円増額するものであります。

3款諸支出金につきましては、令和2年度一般会計繰越金の精算により59万1,000円増額するものであります。

次に、**議案第56号、令和3年度利府町町営墓地特別会計補正予算**でございますが、既定の

歳入歳出予算の総額に152万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,250万9,000円とするものであります。

2 ページをお開きください。

歳入の3款繰入金につきましては、管理料収納システム構築業務委託料に充てるため100万円増額するものであります。

4款繰越金につきましては、令和2年度の決算により52万2,000円増額するものであります。

3 ページを御覧ください。

歳出の1款事業費につきましては、管理料収納システム構築業務委託料として100万円増額するものであります。

2款基金積立金につきましては、町営霊園等管理運営基金積立金として52万2,000円増額するものであります。

次に、議案第57号、令和3年度利府町水道事業会計補正予算についてでございますが、加瀬字河原地内ほか舗装復旧工事に係る路面復旧費の追加や人件費の調整等により、収益的支出を424万4,000円増額するものであります。

次に、議案第58号、令和3年度利府町下水道事業会計補正予算についてでございますが、第2条収益的収入及び支出の補正の収入につきましては、人件費の調整等により319万7,000円増額し、支出につきましてはマンホールカード増刷や人件費の調整により10万6,000円増額するものであります。

第3条資本的収入及び支出の補正の収入につきましては、社会資本整備交付金の内示額の確定により国庫支出金を7,900万円増額し、人件費の調整により一般会計繰入金を198万1,000円増額するものであります。

支出につきましては、横枕川雨水幹線整備事業に伴う家屋補償等として建設改良費を1,703万1,000円増額するものであります。

次に、議案第59号、利府町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが、委員3名のうち、今月の30日で任期満了となります船山嘉明氏を再任することにつきまして、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第60号、教育長の任命についてでございますが、今月の30日で任期満了となります本明陽一氏を再任することにつきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4

条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第61号及び議案第62号の人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、現委員であります瀧澤卓郎氏及び佐々木嘉行氏の任期が今年の12月31日をもって満了となることに伴い、両氏を引き続き候補者として推薦したいので人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第63号令和2年度利府町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてでございますが、地方公営企業法第32条第2項の規定により令和2年度に生じた未処分利益剰余金3億6,125万7,359円のうち9,700万円を建設改良積立金に積み立てるものであります。

以上が本定例会に提案しております報告2件、承認2件、議案17件でございますので、慎重審議賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（吉岡伸二郎君） 次に、議案第52号、令和3年度利府町一般会計補正予算について、補足説明を求めます。企画部長。

○企画部長（鎌田功紀君） それでは、議案第52号、令和3年度利府町一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

2ページから4ページに記載しております第1表歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

5ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正のうち、新町史編さん業務事業につきましては、新しい町史の編さん事業に着手するため追加するものでございます。旧生涯学習センター解体事業につきましては、2か年での解体工事の実施を予定しているため追加するものであります。マイナンバーカード交付予約・管理システム利用事業につきましては、システム導入により効率的な業務運用が図られることから追加するものであります。西部児童館指定管理事業につきましては、令和3年度末で現在の指定管理契約が満了となることから、令和8年度までの5年間を追加するものであります。体育施設等指定管理事業につきましては、町内の中央公園、沢乙北公園、総合体育館、屋内温水プール等の管理運営業務を一本化し、新たに指定管理制度を導入するため追加するものであります。

6ページをお開き願います。

第3表地方債補正の3事業につきましては、事業費の変更や交付金の内示に伴う事業費の組替え等によりそれぞれ限度額を変更するものであります。

次に、9ページをお開き願います。

初めに、歳入であります。1款1項1目個人1節現年課税分1億6,656万5,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響が当初の見込みよりも少なかったため、増額するものであります。

1款2項1目固定資産税1節現年課税分4,865万3,000円の減につきましては、新型コロナウイルス感染症の対応として国から課税標準額を令和2年度と同額に据え置く措置並びに中小事業者の償却資産等への軽減措置が講じられたため減額するものであります。

12款1項1目1節地方特例交付金840万8,000円の増額及び13款1項1目1節普通交付税2億4,028万円の増額につきましては、本算定により交付額が決定したためそれぞれ増額するものであります。

17款1項2目2節新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金294万9,000円と、10ページの17款2項3目3節新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金1,934万5,000円につきましては、ワクチン集団接種期間の延長に伴い接種に係る経費が国から追加交付となるため増額するものであります。

同じく10ページの17款2項2目2節児童福祉費補助金322万4,000円と、11ページの18款2項2目3節児童福祉費補助金604万3,000円のうち、子ども・子育て支援整備交付金322万4,000円につきましては、東部児童館の空調設備改修に伴い国及び県から補助金が交付されるため計上するものであります。

同じく11ページの18款2項7目7節教育支援体制整備事業費補助金360万円につきましては、町内各小学校にスクールサポートスタッフを派遣するに当たり、県から補助金が交付されるため計上するものであります。

21款2項1目1節財政調整基金繰入金につきましては、財源調整により予定していた取り崩し額から6億558万8,000円を減額するものであります。

12ページをお開き願います。

22款1項1目1節前年度繰越金2億7,282万5,000円につきましては、令和2年度決算の確定により令和3年度に繰越するものであります。

24款1項1目1節公共施設等適正管理推進事業債につきましては、旧生涯学習センター解体事業の債務負担行為の追加に合わせて今年度支出分を残し減額するものであります。同じく24款1項5目2節公共施設等適正管理推進事業債1,540万円につきましては、総合体育館及び屋

内温水プールの長寿命化事業の実施によりそれぞれ増額するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

13ページを御覧ください。

2款1項3目財政管理費22節償還金利子及び割引料4,996万9,000円につきましては、東日本大震災の復興事業が全て完了し、震災復興特別交付税の精算により返還金が生じたことから計上するものであります。

14ページをお開き願います。

2款1項5目財産管理費14節工事請負費8,694万9,000円の減額につきましては、歳入でも御説明申し上げましたとおり旧生涯学習センター解体工事について2か年で実施することに伴う減額と、旧赤沼分校跡地にある石像が破損しているためその撤去費用を計上するものであります。

15ページを御覧ください。

2款1項12目12節委託料690万円につきましては、小中学校の修学旅行における新型コロナウイルス感染症対策として、密集、密接を避けるためバスの台数を増やす必要があることから増額するものであります。

16ページをお開き願います。

2款6項1目14節工事請負費500万円につきましては、行政界の表示板を町の公式キャラクター、リーフちゃんに交換する工事費を計上しております。

17ページを御覧ください。

3款1項5目12節委託料487万3,000円につきましては、保健福祉センターの今後の大規模改修に備え、長寿命化計画を策定するため計上するものであります。

18ページをお開き願います。

3款2項8目児童福祉施設費14節工事請負費1,303万8,000円につきましては、歳入でも御説明申し上げましたとおり、東部児童館の空調設備を改修するため計上するものであります。

19ページを御覧ください。

4款1項11目新型コロナウイルス感染症ワクチン接種対策費3,065万5,000円につきましては、歳入でも御説明申し上げましたとおり、ワクチン集団接種期間の延長に伴い接種に係る経費についてそれぞれ増額するものであります。

20ページを御覧ください。



7款1項2目18節負担金補助及び交付金337万4,000円の補助金のうち、350万円の観光施設整備促進事業につきましては、赤沼地区の番ヶ森公園の整備に係る利府町観光協会への補助金として計上するものであります。

21ページをお開き願います。

8款2項1目12節委託料1,050万円と、次の14節工事請負費1,250万円につきましては、道路の舗装補修箇所の増加や植栽剪定箇所の増加などによりそれぞれ増額するものであります。

22ページをお開き願います。

10款1項3目学校教育費12節委託料427万7,000円につきましては、歳入でも御説明申し上げましたとおり、町内各小中学校にスクールサポートスタッフを派遣するため増額するものであります。

24ページをお開き願います。

10款5項2目体育施設費14節工事請負費1,182万1,000円と、同じく3目屋内温水プール運営事業費14節工事請負費930万3,000円につきましては、歳入でも御説明申し上げましたとおり、施設の長寿命化対策として修繕工事を実施するため増額するものであります。

以上が一般会計補正予算の主な内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で提案理由及び補足説明を終わります。

ここで暫時休憩します。再開は10時55分とします。

午前10時40分 休憩

---

午前10時52分 再開

○議長（吉岡伸二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 日程第24 一般質問

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第24、一般質問を行います。

本定例会に通告されたのは4名であります。通告順に発言を許します。

初めに、15番遠藤紀子君の一般質問の発言を許します。遠藤紀子君。

〔15番 遠藤紀子君 登壇〕

○15番（遠藤紀子君） 改めまして皆様おはようございます。

15番遠藤紀子でございます。

本定例会には2点の質問事項を提出いたしました。順に質問してまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

質問事項1、子ども憲章を改めて考える時では。失礼します。マスク取らせていただきます。

平成15年1月、本町で子ども憲章が制定されました。子供の育成に関する自治体の憲章制定は、当時東北初であったことが河北新報の記事にあります。1951年5月5日のこどもの日に、子供と大人の大切な約束事として、子供の基本的人権に触れた児童憲章が制定されました。その後国連で採択されました子どもの権利条約を1994年日本が批准したことにより、町田市子ども憲章をはじめ全国各地で子ども憲章や子ども権利条例などが次々と制定されました。本町は川崎市子どもの権利条例を参考に制定したそうであります。役場正面入り口付近にはこの憲章条文を記したモニュメントが建てられております。しかし、町民にどれほど認識されている憲章であるかは疑問であります。子供を囲む環境が様々に変化する中、改めてこの憲章について考えてみる必要があると思います。

そこで以下の点を伺います。

（1）憲章を制定するに当たり、子供たちの意見は反映されたのでしょうか。また、策定のプロジェクトチームへの子供の参加はあったのでしょうか。

（2）憲章が制定されたとき、どのようなセレモニーがありましたでしょうか。また、制定を知らせる方策は、当時も含め現在どのように実施されているのでしょうか。

（3）大人の責務として、遊び場の確保や居場所づくりが大切と思います。憲章制定から間もなく20年がたちます。不登校やヤングケアラー、貧困など当時とは違う問題がクローズアップされております。SDGsやLGBTも条文に入れるなど、憲章の見直しを考える時期に来ているのではないのでしょうか。

（4）利府町の子供たちが伸び伸びと育ち、社会に出ていくためにも、大人の欲する子供像に縛られることがないよう、子供たちが積極的に発言し、活動できる環境が必要ではないでしょうか。

2点目です。交通問題について。

令和3年3月にイオンモール新利府南館、同じく7月に北館も開店しました。さらに、同時期に文化交流センター、リフノスが開館し、町の状況は大きく変わってきました。今後も商業施設や宅地の開発などが進むようであります。それに伴って道路の混雑や交通機関に問題が出

てきております。

そこで、今後に向けて改善できる点や見直しなどについて伺います。

（１）イオンモールにＪＲを利用して来店する人の多くは新利府駅で下車しております。本来新幹線車両基地を利用する人のための駅であります。駅を出てからイオンモールまでの道路は地下道で暗くカーブしており、歩道はあるものの危険で横断歩道もありません。町はその危険性を把握しているのでしょうか。

（２）路線バスの時刻表が7月1日から新しくなりました。時刻表を組む当局の苦労は理解いたしますが、町民にとって利便性が増したと言えるのでしょうか。

（３）町民バス3路線化計画は実現に至っていない状況であります。改めてミヤコーバスの路線との調整など、町民バス3路線化を考える必要があるのではないのでしょうか。

（４）小中学校の夏休み期間中、リフノスの図書館に子供の姿はあまり見受けられませんでした。子供の図書館利用のために休みの期間だけでも中学校区ごとに役場のバスを巡回してはどうでしょうか。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの質問について、当局答弁願います。

1、子ども憲章を改めて考える時では、2、交通問題についての（４）については、教育長。

2、交通問題についての（１）から（３）は町長。

初めに教育長。教育長。

○教育長（本明陽一君） 15番遠藤紀子議員の御質問にお答え申し上げます。

第1点目の子ども憲章についてお答え申し上げます。

（１）についてでございますが、子ども憲章を制定するに当たり、素案づくりの参考とするため町内の小中学生と利府高校生の総勢347名のアンケート調査を実施しております。また、町内の児童生徒代表20名による子ども会議が設置され、4回の会議の中で将来の夢や町に対する思いなどを話し合っております。それを元に憲章の素案を策定し、子ども憲章策定委員会に提出されたことから、子供たちの意見は反映されたものと考えております。

プロジェクトチームへの参加についてでございますが、プロジェクトチームは策定に関する事務処理をするために町職員10名で組織されていたため、このチームの活動への子供たちの参加はございません。

次に、（２）についてでございますが、セレモニーにおきましては、平成15年2月22日に子

ども憲章制定記念式典が開催され、記念モニュメントの序幕、小中学生による意見発表、利府第三小学校児童によるリコーダー演奏などが行われました。

制定を知らせる方策についてでございますが、当時は新聞発表や広報紙への掲載、パンフレットの作成、学校でのパネルの掲示、制定記念看板の設置などを行っております。現在は小学校社会科の副読本「わたしたちの利府町」に掲載し、活用されております。また、教育要覧「利府町の教育」や子育て支援ガイドブックへの掲載、ジュニアリーダーとの青少年教育事業を通して周知しているところでございます。

次に、（3）の憲章の見直しについてでございますが、議員も危惧されておりますとおり、子供たちを取り巻く環境の変化により現代社会が抱える課題も複雑化、困難化しております。このような時代にあっては、子供たちが変化に積極的に向き合い、協働して課題を解決していくことが求められております。本町の子ども憲章は町の未来を担う全ての子供が自ら考え、行動し、心豊かに成長するための指針になるものとして制定されております。そのことから、現代社会が抱える課題に対しても向き合えるものと考えており、現在のところ内容の見直しについては考えておりません。

次に、（4）の子供たちが積極的に発言し、活動できる環境の必要性についてでございますが、議員御指摘のとおり子供たちが積極的に発言し、活動できる環境づくりは大切であると認識しております。その環境づくりとしましては、学校の授業においては主体的、対話的で深い学びの視点からアクティブラーニングという方法を取り入れながら学習を進めております。志教育の一つである十符っ子ブラザーシップ事業においては、いじめをなくす運動として平成18年12月のいじめをなくすためのアピール文をはじめ、平成29年に十符っ子のやくそく、平成31年に十符っ子の歌の作成に取り組んでおります。また、西日本豪雨や北海道胆振東部地震などの自然災害に対する支援として募金活動を行うなど、その場の状況や相手の思いを理解しながら自主的に活動できる機会をつくってまいりました。今後も議員御指摘のような子供たちが積極的に発言し、活動できる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、2の交通問題についての（4）小中学生の夏休み期間中の図書館の利用についてでございますが、リフノスの図書館の来館者数につきましては、指定管理者において把握しております。開館以来7月、8月の利用者数は昨年延べ約4,000人と比較し、今年度は約1万2,000人と約3倍に増加しております。そのうち小中学生の利用者数につきましては、昨年の延べ約550人から今年度は約3,000人と、約5.5倍に増加しております。そのうち町内の小中学生の利用

者数は約2,600人となっております。

次に、役場のバスの巡回についてでございますが、リフノスへの交通アクセスは、開館に合わせ町民バスが施設に乗り入れし、民間バスも一部路線を延伸して運行を開始しております。小中学生は夏休み期間中に町民バスを無料で利用できますので、そのことを各学校に働きかけており、役場のバスの巡回は今のところ考えておりません。また、民間バスの事業者との関係もありますので、御理解をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 次に、町長。町長。

○町長（熊谷 大君） 15番 遠藤紀子議員の御質問にお答えいたします。

第2点目の交通問題についてお答え申し上げます。

まず（1）の新利府駅からイオンモールまでの道路の危険性についてでございますが、新利府駅からイオンモール新利府南館までの歩道については、車両センター西側出入口までの整備となっており、横断歩道も設置されていないことを確認しております。町では、イオンモール新利府南館の計画段階から来店者が新利府駅を利用した場合の歩行経路の危険性を十分認識しており、これまでも対応策について警察をはじめとした関係機関等と検討、協議を進めてきたところであります。しかしながら、車両センター西側出入口付近への横断歩道の設置につきましては、歩行者の滞留場所がないことや、カーブで見通しが悪いことなどから横断歩道の設置はできないとされ、宮城県公安委員会では車両センター南側の見通しが確保できる箇所に横断歩道を設置したところであります。このようなことから、JR東日本では電車内において利用者に対し利府駅を利用していただくよう車内放送でアナウンスしているとともに、イオンモール新利府南館内では来店者に対し館内放送により利府駅を利用していただくよう周知を図っているところであります。

次に、（2）の時刻表改正による利便性についてでございますが、町民バスにつきましては、今年の7月1日の文化交流センター、リフノスの開館に合わせ西部路線、東部路線ともにリフノスに乗り入れるよう路線再編を行い、施設利用者の利便性向上に努めたところです。さらには、通勤、通学の時間に配慮し、利府駅や岩切駅を発着する電車に接続できるように路線の再編を行ったところです。また、ミヤコーバスにつきましてもリフノスの開館やイオンモール新利府北館の開業に合わせ昼間の路線再編を行っており、2つの施設を経由するとともに町民の皆様の利便性の向上に努めていただいております。今回の路線再編にあたり、地域公共交通住民

意見交換会や町民バス路線再編説明会を開催しており、これまでにいただいた町民の皆様の意見は反映できているものと考えております。今後も町民の皆様が利用しやすいバス運行を目指し、時代に即した路線や時刻改正のため引き続き協議、検討をしてみたいと考えております。

次に（３）の町民バスの３路線化についてでございますが、昨年の12月定例会の一般質問においても答弁しておりますように、今回の路線再編については当初から町民バスの３路線化実施について検討を進めてきたところでありましたが、イオンモール新利府南館の開業に合わせ民間事業者から利府駅と施設間を結ぶバスの新路線について提案されたことや、ミヤコーバスにおいても新たにイオンモール新棟への乗り入れを検討していたことから民間バスとの路線の重複や競合を避けるため町民バスの３路線化は一時的に見送った経緯がございます。本町の公共交通を取り巻く環境は、少子高齢化や商業施設の整備促進によりこれからも大きく変化することが予想されますので、次回の路線再編につきましては現路線の検証を進めるとともに、３路線化についても検討を進めてまいりますので御理解願います。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） それでは1番から質問させていただきたいと思っております。

資料を多少持ち込みましたが、全て議長の了解を得ておりますので御了承ください。なお、現在はコロナ禍ですので答弁にもいろいろ影響は出てくると思いますが、ある程度日常が戻ったとしてお答え願いたいと思っております。

まず、（１）の子供たちの参加について、子ども憲章が制定されるに当たっての参加について、今教育長よりアンケート調査347名という小中高生、非常にたくさんの方のアンケートを取ったようでございます。このアンケートの中身を、主なものを教えていただければと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） 議員の御質問にお答えしたいと思います。

アンケートの中身でございますが、先ほど教育長も答弁申し上げたとおり、利府町を今後どのようにしていったらばよりよくなるかとか、あるいは子供たち本人の夢とか希望とかそういったものを主に中身として取っているというふうに感じております。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 子供たちの思いを聞いたアンケートであったということでございました。

この子ども憲章を読んでみますと、非常に美しい文章でありますし、子供たちが健やかに真っすぐに伸びていくようにというような思いを込めた憲章だと思います。ただ、子供たちの会議が4回20人で行われたということでもありますけれども、この憲章の中で子供たちがこれを入れてほしいとか、具体的に憲章に反映されたというところはあるのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） 子供たちの意見を大きくまとめますと、パンフレットのほうにも載っているんですけども、自分自身の心持ちの中で思いやりとか優しさについてであるとか、あるいは一番は友達との関係性であるとか、学校がこういうふうになったらいいなど、そして最後は、やはり利府町、地域、こういうふうになったらいいとか、そういった思いを込めた話し合いがなされているというふうに承知しております。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 非常にお行儀のいい憲章といえますか、割合どこの自治体の憲章を拝見しましても、ある程度夢ですとか、希望ですとか、仲良くとか、地域を愛しましょうとか同じような言葉が載っておりました。何かもう少し独特なものがあった方がいいのではないかというのが私の意見でございますが、それは（3）のほうで伺いたいと思います。

（2）ですけれども、平成15年に制定されました。正直申しまして、この質問書でも申しましたとおり、あまり浸透していないと思うんです。モニュメントもありますし、私自身も平成15年に制定されたセレモニーというのは全く記憶がないものですから、多分民生委員をしていたときではないかなとは思いますが、今、私、今日は欠席しておりますけれども、大学生のインターン生5名入れておりますが、誰一人としてこの子ども憲章のことは知りませんでした。ですから、やはりつくっても知られないということももったいないと思うんです。子ども憲章というのは、利府町というのが子供を育てやすい町であるということを非常に強く施策の中でも取っておりますし、やはり憲章があるということは大切なことだと思います。この憲章をもっと広める努力ということです。この質問書を出しましてから教育部長ともお話ししたけれども、愛知県の高浜市というところの子供の条例がございます。この子供の条例はやはり子供たちがたくさんの子供たちで作りまして、自分たちの言葉が入っているので非常に大事にしているということがありましたし、高浜市をちょっと検索してみますと、毎年この条例に関するいろいろなイベントをやっているんです。例えば、次の年には、同じ平成15年の制定でございます、次の年には10代の子供たちが10代に向けてパンフレットをつくったと

か、それから今絵本をつくったり、子供のためのというので「わたしはね」という幼児向けの絵本をつくったそうです。さらに、大人向けの「おとなもね」という本をつくったそうです。そして、毎年、毎年、何らかのイベントをやっているようでございます。やはり、せっかく子ども憲章というものがあるというのは胸を張って言っていると思うことでございますので、もう少し若い人たちが全然知らない憲章では何なりませんので、もう少し努力が必要だと思いますがいかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） お答えいたします。

議員お話のとおり、やはりせっかく当時の子供たちが思いを込めてつくった憲章でございますので、今の子供たちにも広く浸透して、させなければいけないというふうに、もちろん考えるところでございます。

利府の子供たちの活動の中に、ブラザーシップ、特に十符っ子の日というのがございます。そういったところは子供たちが自分たちの考えを発表したり、生き生きと活動できるところでございますので、今議員のお話によると、高浜市のほうですか、子供たちが企画してパンフレットをつくったり子供たち同士で周知するような活動を行っているということでしたので、そういったことを参考にさせていただきながら利府町の子供たちにも取り組ませていきたいというふうに思ったところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） ぜひ、印刷物でいろいろなところには出ているようでございますけれども、やはりその力は弱いと思いますし、今部長からお話ありましたように十符っ子の日というのが毎年ございます。こういうときにもぜひ子ども憲章というものを何らかの形で子供たちが唱和して大人も唱和してというような形も考えられると思いますし、また、こどもの日というもの大事な児童憲章の日でもございますので、こういった記念の日を利用して、やっぱり言葉で伝えるという努力をしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） 議員おっしゃるとおり、掲示物等今学校に掲げておりますけれども、やはりそれを何かの機会を読むとか唱和するとかそういったところで、言葉自身、言葉の持つ重みを感じるためにもそういったことをやらせていきたいというふうに感じているところであります。



○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） ぜひ、これから（3）で見直しについて何うものですから、このままでよいのかどうかも含めまして、改めてもう一度見直していただきたいと思います。この憲章の中に大人の責務というのもございますし、それから憲章の全文で遊びということが盛んに出てきておりました。子供たちに遊びの確保をしなければ大人の責務としていけないのではないかとこれを読んだときに感じました。果たして今子供たちの遊び場が確保できているんであるのかと思います。居場所は、りふ・わくわく広場という居場所づくりはずっとやっていただいておりますけれども、そのほかには見当たりませんし、この平成15年あたりはプレイパークというものができたり、いろいろ子供の登校拒否に対する相談づくりとかそういったものが一斉にできた時代であったようでございます。この子供の遊び場の確保というのは今とても大事だと思うんですけれども、正直ボール遊びもできませんし、親たちは家でゲームばかりして困るという声があって、この遊び場問題というのは教育委員会としてはどうお考えでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） お答えします。

議員御指摘のとおり、特にコロナ禍ということもあって今は学校が終わると家に帰ってテレビを見たりゲームをしたりということで過ごしている子供が多いと私も伺っているところでございます。やはり、本来ならば子供たちが外に出て自由に楽しくスポーツであるとか遊びができる場が必要なのかなというふうに思います。その一つの場所としては、例えば学校の校庭であるとか、あるいは利府町内にもたくさんあります公園です、公園施設、そういったところが考えられるというふうに思います。今後それを利用する子供たちの安全第一というところはまず一番に踏まえて、子供たちが伸び伸びと楽しく過ごせるようにするためにはどんなことができるかというようなところをちょっと考えながらやっていきたいというふうに思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 今部長がおっしゃったとおり、公園、それから学校の校庭等々は本当に大切な遊び場であると思います。もちろん安全ということが第一ですけれども、私以前公園の整備についての一般質問をしました。そのときに、今の公園はちょっと荒れている公園が多いですし、例えば私の青山地区なんかの森の里公園、非常にいい公園ではあるんですけれども、整備がなかなかされないために子供の声が聞こえなくなった公園であるということで、公園

を、マルシェを開くとかいろいろなことを考えられるのではないかという一般質問をして町長からもお答えをいただきました。この公園整備ということは本当に大事なことでありますし、遊具もありますが、例えば森の里公園には長いすべり台がありまして、菅谷台の県のすべり台には到底及びませんが、結構子供たちが喜んで遊んだ遊具ですけれども、今はペンキも剥げて子供たちが遊んでいる姿は見られなくなりました。こういったところも実は子供の意見を入れて公園整備をしてみたらどうかと私は思っておりますが、子供たちにどんな公園ならいいのかという、子供たちの意見って、今は本当に大事にしなければならない時代です。子供たちの意見を入れて公園整備を考えるのも面白いのではないかと思いましたが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁願います。都市開発部長。

○都市開発部長（近江信治君） 遠藤議員の御質問にお答え申し上げます。

子供たちの夢を入れた公園の整備ということでありますが、これから慎重審議、いろいろ考えながら、そういうものができるか考えて進めて、できれば進めていければと思っております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） できればではなく、やってください。本当に子供たちのことを考え、青少年が安全に遊べる場所として明るい公園をつくることは、公園は町の財産でございますから、これを活用しないという手はないのです。ですから一刻も早く、今は安全ではない公園が、例えば森の里も木が多くて下のほうで遊ぶのは安全で親は行くなというふうなことを言わなければならない公園になってしまいました。一度、ぜひ積極的に教育委員会とともに考えていただきたいと思っております。改めて強くお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 都市開発部長。

○都市開発部長（近江信治君） 御質問にお答え申し上げます。

今後教育委員会さんといろいろ議論を重ねて、安全で安心して遊べる公園を目指して、子供たちの意見を取り入れながら整備していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤議員、今の公園に関してですけれども、ちょっと範囲が広くなり過ぎていますので、ここよろしいですか。ちょっと憲章のほうから離れ過ぎていますので。

遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 子供の憲章の中で子供の遊び場というのが出ておりますので質問いたしました。

それから、学校の公園も子供の遊び場としていいと思いますけれども、ここも校則のない学校ということで、世田谷区の桜丘中学校ですか、あそこなんかは学校をNPOに開放して子供たちが遊んだり、あるいは勉強したりできるような場になっているようでございます。その延長から子供食堂というような形もやっているようですし、私はこの学校の開放ということも積極的にお考えいただければと思います。

それで、憲章の見直しについてですけれども、憲章はやはり今から20年ぐらい前でしたので、当時小澤教育長は権利条例というものもありましたけれども、この権利条例は町にはあまり似つかわしくないんじゃないかということで子ども憲章に収まったようでございます。でも、これを読むと、やはり家庭とか家族とかが割合強調されているものですから、要は青少年健全育成条例に基づいたよい子をつくりましょうという印象が強い条例でございます。ですから、やはりもう少し子供たちの今の時代に沿ったような文言があってもよいのではないかと思いました。例えば、先ほど紹介いたしました高浜市では「ムカつく」という言葉が条例の中に入っております。この前後を読まないとちょっと理解はできないと思いますが、ムカつくという言葉で、大人はこれに対して非常に反論したんですが、子供たちはこの言葉以外には表現できませんということで、あくまでも条例の中にはムカつくという言葉が入っております。こうして、子供たちでつくったというものが非常に大事だと思いますので、もう一度、今の子供たちはもう少し違う考えを持っていると思いますので、この子ども憲章について子供たちとともにもう一度考えてはいかかかと思いますがどうでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） 議員の御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、昨今SDGsとかLGBTとかいろいろな子供たちを取り巻く環境問題もまた出てきているところでございます。利府町の子ども憲章を制定する際に、先ほど教育長からもお話ありましたが、多くの児童生徒からアンケートを取り、子供たちの会議も開いてつくっているということで、この言葉自体が今の時代の課題とはちょっと合っていないかもしれませんが、よくよく読むとこの言葉の1つ1つ、イメージを膨らませてその課題につながることはできるのかなというふうに思います。例えば、「誰にでもやさしく、思いやりを持ち、感謝できる人になります」という一文があります。これなんかは例えばLGBTとか、障

害者の方とかそういったところに通じていくのかなというふうにも考えます。そういったことから、子供たちに先ほど議員の御指摘のとおり、この憲章を周知すると同時に言葉の内容まで、あるいは文が表す内容まで深く考えさせたりイメージを膨らませたりすることによって今の課題にも対応できるのではないかというふうに考える次第でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） ぜひ子供たちとともに、この憲章をもう一度読み含めていただきたいと思います。

（4）ですけれども、いろいろな場で子供たちが自発的に活動したり対話したりという教育長からの御答弁がございました。現在は子供の声を聞こうという流れになっているようでございます。仙台市の寺岡小学校の調査委員会の中でも、子供の声を聞くべきであるという調査報告が新聞に報道されました。子供の権利条例の中には、子供の意見表明権というのがございます。やはり、子供たちが意見を言える練習と申しますか、割合にブラザーシップでいろいろな行事がございすけれども、どちらかという選ばれた子たちかなというのが印象でございます。ぜひ、例えば仙台の中学校なんかですと、もうディベート教育とかプレゼンテーションの練習とかやっているところもあるようでございますが、このディベートというのは、討論というかするんですけれども、先だって、「こちら町長室」が夏休みにあったときに、ここで投票があったそうですけれども、それは時間的な関係で職員がうちわ派とジュース派、夏どっちがいいですかというような投票をしたそうですけれども、これも一つはディベートの対象になるのではないかと、時間的な制約があるということでしたけれども、これから小学校5・6年を対象だったそうですけれども、ディベートという練習をする、私はすばらしくいい、町長は主権者教育というのを大事にしていましてこれをなさったようですけれども、このディベートさせてみるいい機会ではないかと思いましたが、町長いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 遠藤議員の再質問にお答えします。

こちら町長室で今回模擬投票を初の試みということで職員が一所懸命考えて実践をしてくれました。大変子供たちも興奮しながら投票する喜びを感じ取って体験してくれたと思います。私は、御指摘のとおり、主権者教育というのを非常に大切に、また大事にしております、子供たちにどんどん、どんどんそれを広めていきたいという思いも持っております。その主権者教育なんですけれども、これは関わることなんです。政治に参画する、行政がどういうことを

やって、行政の仕組みを知って、私たちがそこにまちづくりに関わるということはどういうことなんだろうと、自分たちの運命というものを自分たちで切り開けるんだということが、私は主権教育のもっとも本質的な部分だと思っております。その中で、ディベートという要素がどこに主権者教育に入り込んでくるかというところは、常々私も考えているところであります。ただ、ディベートというと、これは反対賛成に分かれて議論をするということで、まずはやり方の説明等も段階的に用意しなきゃいけないということで非常に準備が必要になってくるところでございます。そして、ディベートで注意しなきゃいけないのは、これはもう十数年前からディベートを入れよう、入れようと教育現場も一所懸命頑張っていて導入できないでいるのは、日本人が議論が下手だからです。反対者に対してすぐに人格攻撃をするからです。その反論を出すというあなたの人格はおかしいとか、そういうところになってきて意見と意見とのぶつかり合い、または意見が、どちらかが勝ったときにその意見のほうにフォローするというその姿勢がまだ育てることを日本全体で下手くそであるというふうに私は思っております。なので、意見を戦わせること、また議論を反対賛成で分かれて討論するということはあなたの人格とは別であるという考え方を浸透させないことには、このディベートということは非常に分断を生む危険なツールだと思っております。なので、もう少し議論をするということ、またはディベートをするということがまずどういうことなのかというところを教育していかなければ、これは学校教育なのか家庭教育なのか、家庭教育でこういうことをお父さんに言ったらばかやろうと言われるのかもしれないし、そういうところの広く社会教育的に受皿をつくっていかねばならないのがまず最初かなというふうに思ったりはしている。私もいろいろ迷いながらこちら町長室で子供たちに伝えようとしているところもありますので、ぜひ見守っていただければと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 今町長もおっしゃったように、日本人の割合不得意なところで、アメリカなんかは共和党対民主党ですか、二手に分かれて自分がそれに賛成ではなくてもそっちの側に立って討論するとか、このディベートというのは、もう仙台の私立の中学校は始めているようですし、ぜひこれからグローバルな世界に出ていくのに、私事ですけれども、私の息子も高校を出て海外に出ましたけれども、そのときに外国の人たちがディベートとかプレゼンテーションとか、僕はもうそういう教育を受けてこなかったんだと言って非常に苦しんでおりました。ですから、ぜひ子供たちが発言できる、それは人を、今も町長がおっしゃったように、揶揄し

たりしないできちんと人の意見を聞けるというような教育が大事なんだと思います。ぜひこういったこともこれから教育の中に少し考えていただきたいと思います。また、子供の声を聞こうという流れの中で今はPTAの活動にも子供の声を入れましょうと、PTCCAというんだそうです。PTAとコミュニティーとチルドレンと、今はPTCCAですというのを先だってウワサの保護者会という番組でやっておりました。ですから、子供なんてと思わずに、ぜひ子供たちにもあらゆる場で子供たちに参加して意見を言ってもらって、少し大人の世界に足を踏み込んでもらう練習をしてもらうというような場を設けていただきたいと思いますが、こんな考えはいかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） 議員の御質問にお答えいたします。

日常の場で、子供たちが自由に自分の考えを発信する、そういった場をとったお話だったかと思いますが、一番学校ということを見ると、身近なところでは授業の中で、ディベートではないんですけども、今、先ほど教育長の答弁にもありましたアクティブラーニング、対話的・主体的会話というものを取り入れながらやっているところでございます。ただ、やっぱり授業ですので目標があったりテーマがあったりということで、それに関わる先生の発言や助言などもある意味誘導するところもあるのかなとは思いますが、そうではなくて、やはり子供たちの発想が出やすいような、子供たちの考えを広げるような、そういった助言等をしていて、子供たちの発信力、一人一人身につけさせて行ければというふうに考えます。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） ありがとうございます。この子ども憲章に流れるものは、大人が子供を信頼して大人たちも信頼される大人になりましょうというような意味も含まれていると思います。ぜひ大人の人たちにもこういう子ども憲章があるというのを、機会を取って教えていただきたいと思います。

2点目に入ります。

交通問題ですけれども、今新利府で降りる人が多いという、私電車で仙台へ行きますので、昼間帰りの12時、1時台の電車に乗って利府に帰るときには新利府で、以前はアナウンスでイオンにお出かけの方は利府までいらして、そこからバスという案内があったんですけども、この頃はあまりアナウンスが聞こえないんです。それで、何しろイオンモール新利府店なもの

ですから、新利府とアナウンスするとみんなバタバタと、昼間2両編成の電車です。そうすると、前の1両しか開かないんです、新利府駅では。そうするとみんな慌ててそこから降りるわけです。アナウンスが新利府といえ、新利府店なんだからここと思ってみんな降りてしまうのは当然だと思いますし、利府から一番多いときは20人ぐらい降りて、利府駅で降りてバスに乗ったのは3名というときがございました。アナウンスしているという先ほども部局でお話したときにアナウンスしているはずですけどもという話でしたけれども、アナウンスもいつしているのかなど。新利府に着く直前とか、そこで言うてくれなければ止まらないと思ったんです。その点はJRの働きですけども、アナウンスについてはどうでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務部長。

○総務部長（後藤 仁君） お答えいたします。

実際、そのアナウンスというの私自身は聞いたことはございません。遠藤議員さんのおっしゃるアナウンスのタイミング、それから語句というんでしょうか、文句というんですか、そういったところがおっしゃるとおりであれば、私のほうは今後言い方等含めて調整をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 新利府店というのは変更はできないでしょうから、新利府店、新利府駅、降りると思います。また、岩手交通ですか、あのバスが出ておりますけれども、普通お買い物バスって無料なんです、残念なことに170円ですか、お金を払います。家族の場合は結構この運賃というのは大きなものですから、やはり新利府で降りてしまおうという気持ちが多いと思いますし、イオンの南館の南側の出口を出ますと真正面に車両基地があるんです。これなら車両基地から降りるなと思いましたが。わざわざもう一つ先まで行って降りなくても、新利府で降りてしまう。駅を降りて駅がそのような状態なのでびっくりして狭い階段を下りてトンネルのところを歩くわけです。申しましたように、暗いですし、本当にイオンモールのところに横断歩道がないんです。今答弁の中では横断歩道が設置されたということでしたけれども、先ほど地図で教えていただきました。横断歩道というのはイオンモールに行く逆側をもっと南側に付いた横断歩道です。わざわざ戻って横断歩道を渡ってなんて、人は動かないと思います。ここで信号機は無理というお話がありましたけれども、せめてイオンモールの正面ぐらいのところに横断歩道、歩道の設置だけでもお願いできないでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務部長。

○総務部長（後藤 仁君） お答えいたします。

町長答弁したように、イオンの開店前から歩道の拡幅、それから横断歩道、あとは信号機の設置というのは調整をさせていただいているところでございます。要望をさせていただいているところでございます。今回、イオン利府、3月のオープンに合わせて南側のほうに横断歩道を設置したというのがこれまでの経過でございます。確かに誘導する看板もないですし、歩行者の方は、乗降者の方はすぐに右に曲がっていくという事実も確認してございます。このイオンのほうに向かって県道加瀬沼公園線歩道なんですけど、JRの入り口でも、車両基地の入り口までとなっております、その先は歩道はないという状況になってございます。そこを拡幅するためには、用地の交渉だったりとかそういうものも出てくるだろうというふうに思っております。我々、今ここで要望をやめたわけではございませんので、引き続き県と、それから県警、土木事務所、そういったものと調整を、要望をさせていただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 若い人たちが新利府で降りて歩いてしまうというのは、これは仕方ないのかなとも思いますが、一度事故があれば利府町での交通事故となってしまいますので、引き続き、ぜひ、イオンも含めてその辺はしっかりとあの辺の安全は協議していただきたいと思えます。

（2）に行きます。

路線バスが、今回こういった交通マップも出来上がりまして各戸に配付されました。リフノスとイオン、路線バスですけども、イオンを経由するバスというのも何本か出るようになりまして、逆に町民がびっくりいたしまして、消防、例えば団地の青山とかしらかし台とか下りてきたときに消防署の横から役場に行きたいのに、役場がすぐ目の前なのに消防署の横を曲がってしまって、それだけでもびっくりして立ち上がってしまったと言うんですけども、それで、イオンの北館をぐるっと通って利府街道に出て、ぐるっと回ってゲオの前の停留所に止まるんです。何のために一周するのか、南館のところにも停留所があれば意義もあるんでしょうけれども、何でぐるっと回って、今までもあった停留所なんですけど、それは須賀とかあちらのほうに行くバスが止まる停留所だったと思いますが、今まで北館しかなかったものですから、今



までのイオンに行っている人たちは役場で降りて歩いておりました。それが何か時間の無駄ではないかと思うんですけれども、ただただ混雑する利府街道を通過して、ただただイオンの北館を一周するだけのルートができました。これは必要なんですか。いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（名取仁志君） 遠藤議員の御質問にお答えします。

今回、イオンの新南館、それから北館オープンに合わせて、今まで使われておりましたイオンバス、こちらのほうが廃止になりました。これに合わせて、ミヤコーさんのほうでイオンの利用者のためにということで昼間の時間だけですが、イオンの北館のほうにバスが入るような形に検討していただいたという内容でございます。ぐるっと外側を回るということでございますが、基本的にバスの大きさがございますので、曲がれる場所、曲がれない場所というのがあって、交通の状況を勘案しながらこういったルートになったというふうにお伺いしております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 非常に無駄なルートだと思います。ぜひ、役場の方も乗ってみて、混雑状況とか見ていただきたいと思います。公共交通マップができて、これに全部網羅してありまして、駅の停車時間とか入ってこれ1つで全部が分かるようになっております。非常にきれいで立派なんですけど、ここに路線図があります。ただ、この路線図分かりません。非常に、町民バスまで含めて書いてあるものですから、これが分かる人、私もよく分かりません。もう少し地区ごとにとか、それから町民バスは別にさせていただいたほうがいいんじゃないかと思いました。町民バス、今までは岩切発の電車とか利府発の電車があったんですが、今回は入っておりません。それが非常に見づらく、かえって見づらくなってしまったんです。ですから、スペースの関係もあるんでしょうけれども、今までの町民バスのほうがずっと親切でございました。それにぜひ戻していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（名取仁志君） お答えします。

今回、路線再編でリフノスへの乗り入れ、それからバスの本数、路線の変更いろいろと行っております。今回、マップのほうを作成させていただきまして、今見づらいという話もございます。今回が終わりじゃないので、今後もいろいろ皆さんの意見をいただきながら検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 昨日も部長ともお話しいたしましたけれども、休日の時刻表も一遍に入っておりますので、休日だけはちょっと色を変えていただくとか、何らかの工夫をしていただきたいと思います。

（3）の町民バスの3路線化ですけれども、出ては消えみたいな感じで3路線化でしたけれども、ここで利府町の公共交通が必ずアンケートで一番皆さんが困っているところでトップで必ず出ます。路線バスと競合するからと必ず出てしまうんですけれども、その辺を解消するためにも思い切って青葉台と菅谷台はもう町民バスで岩切から行っていただくとか、あるいは町民バス3路線化に向けていろいろ考えていただくと方策があるのではないかと思います。いつも利府駅から菅谷台、青葉台は乗る方少ないです。距離的にもやはり岩切のほうが近いです。神谷沢も含めまして町民バス、神谷沢の方は町民バス大分利用しているようですけれども、菅谷台、青葉台も町民バスのほうが便利なのではないかと思いました。このような大胆な変更というのをもう少し考えていただかないと、いつまでたっても多少の時間とかいじっていただくだけで路線が変わりませんので、思い切って大胆に考えていただくというのはいかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（名取仁志君） お答えします。

いろいろ今ご意見をいただきました。岩切駅という話もございますが、現在JRのほうに利府駅への電車の増便等もお願いしている状況でございます。この状況の中で岩切駅利用者を増やすということは利府便の減便にもつながります。そういったものも全て勘案しながら今後検討していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 4点目の、バスの巡回というのを提案いたしました。これで昨年に比べて大分増えた、去年は新しい図書館ではなかったものですから、増えたというのも分かりますけれども、私3回図書館行ったときではあまり小中学生、ましてや中学生の姿というのは一度も見なかったものですからもっと利用してほしいと思ったんです。町民バスの無料というものもありましたけれども、団地のほうの、私どもの西部の団地のほうは町民バスが中まで入っておりません。ですから、幾ら無料になっても子供たちは乗ることができませんし、今まで河北展

で子供たちが運んでもらっていたあのバスが何とか利用できないかしらと思ひまして、今回提案いたしました。ただ、子供たちを運ぶのではなく、夏休み中週に1回でもいいですから、例えば小学生の高学年とか中学生のイベントというのが図書館、今までも少なかったものですから、例えば読書会をするとか、ビブリオバトルという、5分間で自分の推薦する本を紹介し合っけて点数をつけ合うとか、ビブリオバトルなんかとても図書館ではいいんではないかと思ひましたが、そういう催し物も併せてバスの巡回をできないかと思ひましたがいかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁願います。教育部長。

○教育部長（菊池信行君） お答えいたします。

確かに、図書館のほう、単に本を借りに行くというだけではなくて、そこに行ったところで、議員御指摘のとおり、ビブリオバトルであるとか読み聞かせ会であるとか、そういったものがあれば友達を誘って行く楽しみも増えるかなと、そういったことは大変必要だと思ひますので、そういったところは図書館のほうと今後相談しながら進めてまいりたいというふうに思ひます。

また、図書館のほうから学校のほうに本を長期間貸し出してという企画も今考えてやっているとごさいます。そういったことで、まず図書館に足を運ぶ、こんなにいっぱい図書があるんだ、本があるんだということを知ってもらって、興味を図書館に持ってもらう、そういったところからも始める必要があるかなと、バスも一つの方法なんですけれども、そういった点から始めていきたいというふうに今考えているところごさいます。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） ぜひ、あんな立派な施設ができて、夏の暑いときなんかは本当に図書館はありがたいところだと思ひますし、町民バスの無料化が団地の上のほうの子供たちはその恩恵を受けることができません。ですから、ぜひ子供たちを図書館に運ぶための、まずはビブリオバトルなどは前の図書館の職員たちもぜひやりたかったことだというお話がありました。こういったことも含めて、ぜひ中学生、小学校高学年の子たちに利用できるような方策をぜひ考えていただきたいと思ひますが、それについて町長、最後にお願ひいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 遠藤議員の再質問にお答えします。

部長から答弁あったように、日々工夫の継続だと思ひております。リフノスもできたばかりで、やっぱりまだまだ赤ん坊でございますので、私たちがどういうふうに成長させていくのか

ということは、まさしく関わり合いながらの生育を見守るという、関わりですので、どういうふうに育てていくかにかかっているというふうに思っておりますので、ぜひ、いろいろと御意見いただけたらと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で、15番 遠藤紀子君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、明日も定刻より会議を開きますので御参集願います。

御苦労さまでした。

午前11時53分 散 会

---

上記会議の経過は、事務局長庄司英夫が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

令和3年9月7日

議 長

署名議員

署名議員